

# 令和8年第1回富士吉田市教育委員会定例会 会議録

|        |                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時    | 令和8年1月30日（金） 午後4時00分                                                          |
| 場 所    | 富士吉田市役所 本庁舎3階 大会議室                                                            |
| 出席委員   | 教 育 長 渡邊治男<br>職務代理者 遠山賢子<br>教 育 委 員 遠山直人、瀧口孝憲、河野大介                            |
| 出席事務職員 | 加々美教育部長、柏木教育次長、安保学校教育課長、西野給食センター課長、山口生涯学習課長、布施歴史文化課長、林教育研修所長、丸山課長補佐、羽田主幹、武藤主事 |

## 1. 教育長挨拶

皆さんこんにちは。お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本年が始まりましてもう1ヵ月が経とうとしております。学校におきましては、今のところ感染症による学級閉鎖1校、学年閉鎖1校とありましたが、年度のまとめである3学期が順調に進んでおります。小学校ではスキー、スケート教室を実施、中学校では公立高校前期募集検査が昨日・今日おこなわれました。

さて、教育委員の皆様には、11日（日）に二十歳を祝う会、本日の「富士の里市民大学」運営委員会へご参加くださりまして誠にありがとうございました。

また、学校関係では、13日（火）に市立小中学校再編計画検討委員会の3回目の会が開かれました。本年10月までにその基本方針をまとめていただきます。その間、遠山賢子教育長職務代理者には毎回ご参加いただきますが、よろしくお願いいたします。

1月7日（水）には県教委より「令和8年度学級編成について方針」が出されました。知事の公約である小学校6年生までの25人学級の実施ですが、どの業種においても人手不足であり教職員につきましても同様で、制度は整備されましたが教員の数が確保できず、5、6年生については実施できません。4年生までは25人学級、5、6年生については30人学級になります。中学校はこれまでどおり35人学級です。教員不足が深刻な課題となっております。

そのほか、建設業界の人手不足・資材不足等で建設費の高騰が予想されますが、市全体としても老朽化した施設・設備が数多くあり、それらの長寿命化や建て替えについても予算の課題があります。このような中、教育委員会の各部署におきましては大変厳しい財政を抱えるなかで、今まで以上に、市民の皆様が期待するサービスをしなければならないところに今年の課題があると思います。それぞれの課で、課員の皆様がお互いに協力し、励まし合って、明るく前向きに取り組んでいただき、「住みやすい街、富士吉田」をつくっていただきたいと思います。本年も市政がさらに活力に満ち発展しますようお互いに頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 2. 教育長開会宣言

### 3. 日程第1 前回会議録の承認

令和7年第12回定例会会議録が承認される。

### 4. 日程第2 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の氏名は、河野 大介委員、遠山 直人委員を指名する。

### 5. 日程第3 一般業務報告

- (1) 教育長の令和8年1月業務報告を学校教育課長より報告する。
- (2) 令和8年2月業務予定を各担当課長より報告する。

【了 知】

### 6. 日程第4 議案第1号「旅館業法第3条第4項に基づく意見（案）」

〔説明〕 学校教育課長

本件は、旅館業法第3条第4項に基づく意見書の審議で富士・東部保健所より、同保健所区域内で簡易宿所営業の許可にあたり、当該施設周辺に学校があることから、意見照会がございました。令和7年度における旅館業法に基づく意見書の審議は、先月2件ありましたので、今回で6回目となり、旅館業法の詳細な説明は割愛させていただきますが、同条第4項にて、都道府県知事は学校敷地の概ね100mの区域内に宿泊施設を設置する際には、清純な施設環境が害される恐れが無いかどうかについて、教育委員会に意見を求めなければならないとされておりますので、審議を行うものとなります。

今回簡易宿泊営業の申請のあった建物は施設名「APROSTAY富士河口湖 愛染15」、営業予定者は「アプロ山梨株式会社」です。当該施設は、1棟貸しの宿泊施設として貸し出すものであり、建物の構造は木造、2階建、建築面積53.1㎡、延べ床面積95.95㎡、敷地面積119.96㎡となります。定員は1グループ各室定員2名の部屋2つと、1名の部屋1つとなっており、客室3部屋で収容定員5名になります設置場所について、説明いたします。設置場

所は下吉田 8 丁目 7 番15号、下吉田東小学校の南東側に位置しております。新町小明見線に面した敷地の一画となっております。近隣教育施設は、下吉田東小学校となっており、学校敷地から概ね100mほどの距離となっております。

これらを踏まえ、意見書（案）を作成いたしました。

まず、当該宿泊施設は一見すると一般住宅と相違がなく、近隣住居との調和も取れており、宿泊定員が 5 名と少人数であることから、今後についても大きく環境を変えるような状況は生じにくいと考えられます。以上のことから、学校施設環境が害される恐れが無いと判断しております。ただし、周辺の交通環境等を勘案し、以下の配慮事項を設けました。

配慮事項 1 として、全面道路については、児童生徒が近隣路線を通学路として利用していることから、施設を車で利用される方へ、交通法規を遵守するよう利用者への注意を呼び掛けることを挙げています。また、駐車スペースが限られていることから、駐車場利用の際には通学の妨げにならないように努めることといたしました。

配慮事項 2 として、宿泊所に対しての保護者からの苦情等や、教育活動に影響を及ぼす事案が発生した際には真摯に対応すること。また、近年、外国人観光客からの児童生徒に対する撮影行為によるトラブルが多発していることから、許可を得ない撮影行為は厳に慎むよう利用者へ周知すること。今後、増改築等により営業形態が変更になる場合には事前協議を行うことを挙げています。

以上を配慮事項として明示いたしました。意見書（案）は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【原案のとおり承認】

## 8. 教育長閉会宣言